

# 第7章 期間と送達

## 第一節 期 間

### 一 期間の概念と意義

民事訴訟における期間とは、法院、当事者もしくはその他の訴訟参加者が、各自単独で特定の訴訟行為を行い、または完成する期限をいう。

期間は、当事者とその他の訴訟参加者に対する訴訟行為の時間的要求であり、法院に対する裁判と執行の時間的要求でもある。民事訴訟法の期間制度の目的は、当事者とその他の訴訟参加者に対しては、その訴訟行為の時間の面での保障であるとともに、速やかに訴訟上の権利を行使し、義務を履行するよう督促する効能にあり、法院に対しては、速やかな民事事件の審理・執行の終結を保障、督促し、裁判と執行の効率を向上させ、当事者の合法的權益を適切に保護することにある。

### 二 期間の種類

#### 1 法定期間

法定期間とは、法律に定めがある訴訟期間をいう。民事訴訟法には、立案期間、答弁書提出期間、公示期間、各種事件の審理終結期限、上訴期間等がある。法定期間内であれば、関係する訴訟行為を実施することができ、法定期間に行われ、完成した訴訟行為のみ、相応の訴訟法上の効果を生ずる。

法定期間は、法律に別段の定めがある場合を除き、法院は職権または当事者、その他の訴訟参加者の申立てにより変更することはできない。よって、法定期間はまた不変期間ともいい、不可變的であり、厳守されなければならない。ここにいう法律の別段の定めとは、法律が訴訟における特別の状況に対し法定期間についてなす調節的な規定をいう。たとえば、次のような規定がある。「人民法院が

通常手続に従い審理する事件は、立案の日から6ヶ月以内に審理を終結しなければならない。延長を要する特殊な事情があるときは、法院院長の許可により、6ヶ月延長することができる。更に延長を要するときは、上級の人民法院に報告し許可を求める。」(中国民訴149条)。

## 2 指定期間

指定期間とは、法院が事件の審理および執行の具体的状況と実際の必要に基づき、職権をもって当事者もしくは訴訟参加者が特定の訴訟行為を行い、または完成する期間を定めることを法律が授権するものである。また、法律の明確な授権がなく、司法解釈もない場合に、法院が審理および執行の具体的状況と実際の必要に基づき、事情を斟酌して定める期間は、具体的な根拠を欠くものであるが裁判と執行に必要であり、当事者またはその他の訴訟参加者の利益を損なわない限り、合理的で正当な指定期間であると認めなければならない。このような指定期間は立法と司法解釈の制定により減少してはいるが、根本的には消滅することはない<sup>1)</sup>。

指定期間は法定期間の補充として必要であり、可変期間である。訴訟秩序を維持し、訴訟効率を向上させ、訴訟を遅延させないためには、期間の指定には慎重を要し、可能な限り一度指定した期間は容易に変えるべきではなく、また、随意に変更できないが、事情に応じ変更、延長が認められる。

## 3 合意期間

合意期間とは、訴訟法理上は、関係する法律または司法解釈に基づく合意メカニズムであり、当事者が合意し、法院の承認を経た訴訟期間をいう。民事訴訟法には法定期間と指定期間のみで合意期間の定めはない(中国民訴82条)が、司法解釈には規定がある<sup>2)</sup>。

### 三 期間の計算と除去

#### 1 期間の計算

期間開始の時と日は、期間に算入しない(中国民訴82条2項)。よって、期間は時間を単位として計算する場合には、次の時間から、日を単位とするときは翌日から起算する。月または年を単位とする場合にも、同様に翌日から計算し、期

1) 赵刚・占善刚・刘学在『民事诉讼法〔第3版〕』(武汉大学出版社・2015年)130頁参照。

2) 民訴解釈99条1項、証拠規定33条2項等参照。

間満了の月の相当する日を期間満了日とする。期間満了の月に相当する日がないときは、当該月の最後の一日を期間満了日とする。

期間満了の最後の一日が祝日・休日であるときは、祝日・休日後の第一日を期間満了の日とする（中国民訴82条3項）。ここにいう祝日・休日とは、国家が法定した全国的祝日・休日であり、元旦、春節、メーデー、国慶節、週末（土曜日、日曜日）および少数民族の伝統的休日等であり、特定の地域または組織が定めた祝日・休日は含まれない。また、祝日・休日が期間内にあるときは、控除されない。

期間には運送時間は含まれず、訴訟文書が期間満了前に郵便に引き渡されたときは、期間徒過とされない（中国民訴82条4項）。訴訟文書引渡しの具体的時間は、郵送地の郵便局の消印による。運送時間を除去したのは、運送時間は予測することはできるがコントロールはできないためである。

## 2 期間の除去

期間の除去とは、法院が規定に従い、期間の進行中、特定の必要な事項または活動に用いるが正確にコントロールしがたい時間を当該期間に算入しないことをいう。その意義は、訴訟期間の消耗を合理的に減少させ、訴訟期間の十分で有効な利用を保障することにある。民事訴訟法では、前述の運送時間以外には見られないが、民訴解釈129条にも、再審申立事件の審理期限に公示期間、和解期間は算入せずとの規定がある。

## 四 期間の遅滞と回復

期間の遅滞とは、当事者またはその他の訴訟参加者が、要求された期間内に特定の訴訟行為を行い、または完成することができない状態をいう。このような場合には、当事者等は訴訟上の権利行使の機会を失う可能性があるのみならず、最終的には当事者の合法的権益に損失を与える可能性がある。それゆえ、当事者は、不可抗力またはその他正当な理由により期限を遅滞した場合には、障害が除去された後10日以内に、期限の順延を申し立てることができ、認めるか否かは法院が決定する（中国民訴83条）。ここにいう不可抗力とは、洪水、火災、地震、大規模に突発的に発生した伝染病等の発生により、予定の期間内に特定の訴訟行為を行い、または完成することをできなくさせる等、主観的には当事者が予見できず、客観的には避けがたく克服しがたい状況をいう。その他正当な理由とは、